

定款

社団法人

川棚町観光協会

社団法人 川棚町観光協会 定款

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 会 員
- 第 3 章 役員等
- 第 4 章 会 議
- 第 5 章 専門委員会
- 第 6 章 事 務 局
- 第 7 章 資産及び会計
- 第 8 章 定款の変更及び解散
- 第 9 章 雑 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人川棚町観光協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を川棚町に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、川棚町等から委託を受けた観光施設の管理、運営、並びに観光資源の保存と開発整備を図り、経済伸長と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 観光施設の経営又は受託運営
2. 郷土民芸及び年中行事の育成保存
3. 観光資源の開発促進
4. 観光施設の整備促進
5. 観光客の誘致接遇
6. 観光郷土品の開発奨励、宣伝
7. 観光に関する宣伝紹介
8. 観光事業の調査研究及び情報収集
9. 観光事業従業員の教育
10. 地方公共団体に対する献策及び協力並びに観光関係諸団体との連絡協調
11. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員は次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員 本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、入会について理事会の承認を得た者
- (2) 特別会員 本会に功労のある者又は学識経験者等で、会長が推せんし理事会の承認を得た者

(入 会)

第 6 条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員は、毎年総会で定める金額の会費を納入しなければならない。

2. 会費の払込方法は、理事会の議決を経て別に決める。
3. 特別会員は、会費を負担しないものとする。
4. 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 本会が解散したとき

(退 会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 会費を 2 年納入しないとき

(権利の喪失)

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第 3 章 役員等

(役 員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 20 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む)
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

- 第13条 会長、理事及び監事は総会において会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事2名以内を選任することができる。
2. 副会長及び専務理事は、理事会の同意を得て会長が理事の中から選任する。

(役員職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を行う。
3. 専務理事は会長又は副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
5. 監事は民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
4. 官公庁、会社団体における職務によって役員に選任された者がその地位を離れたときは、本会の役員を辞任したものとみなし、それらの職についての後任者は第13条の規定にかかわらず本会の役員に選任されたものとみなす。

(役員解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第17条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、専務理事は、有給とすることができる。

(顧問)

- 第18条 本会に顧問若干名置くことができる。
2. 顧問は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席し意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は、会長が招集する。
3. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 会長は、総会員の 3 分の 1 以上若しくは、監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から 1 月以内にこれを招集しなければならない。

(総会の招集)

第 21 条 総会の招集、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の 5 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 22 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の定足数等)

第 23 条 会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

2. 総会は総会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

2. 法人又は、団体である会員の代表にあつては、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権の行使をその職務上の代理人に委任することができる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的たる事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名し押印するものとする。
3. 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 総会を開催するいとまのない場合における緊急事項
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める時は、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 1 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(資産の構成)

第 3 2 条 本会の資産は、会費補助金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第 3 3 条 本会の資産は、会長が管理しその管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第 3 4 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において余剰金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 3 5 条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し通常総会開催の 1 0 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に係る決算書類

(3) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後これを事務所に備え付けておかなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 6 条 この定款は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得かつ九州運輸局長の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 7 条 本会は、総会において、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、議決しなければ解散することができない。

2. 本会解散の場合における精算人は、専務理事及び監事をもってこれにあてる。

(残余財産の処分)

第38条 本会解散に伴う残余財産は、川棚町に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第39条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
2. 本会設立の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
3. 本会設立当初の役員の任期は第15条の規定にかかわらず、昭和44年度通常総会終了の日までとする。
4. 本会設立当初の事業年度は第31条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和45年3月31日に終わる。
5. 本会設立とともに川棚観光協会に属する一切の財産、債権、債務、事業等は本会が継承する。